独立行政法人国立高等専門学校機構　米子工業高等専門学校
総合工学科　情報システム部門　教員公募要項

1. 職名・人員　　准教授、講師または助教・１名

2. 所　　属　　総合工学科（情報システム部門）

3. 専門分野　　情報工学

4. 担当予定授業科目　　情報工学に関する本科・専攻科の科目、工学実験実習、卒業研究、特別研究等

※米子高専 web シラバス（参考）
総合工学科（情報システムコース）
syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/PublicSubjects?school_id=30&department_id=33&year=2026&lang=ja

5. 応募資格　　次の（１）～（４）のいずれにも該当する方。（（１）については、ＡまたはＢに該当する方）
（１-Ａ）着任時に「担当予定授業科目」の関連分野の博士の学位を有する方（着任日までに取得見込みの方を含む）、もしくは着任後３年以内に取得見込みの方
※ 着任時に博士の学位を有していない方は３年の任期付き助教として採用し、勤務態度が良好かつ博士の学位を取得した時点で任期を解除します。なお、実績に応じて任期を５年まで延長する場合があります。
（１-Ｂ）以下①～④の要件に全て該当する方。
①修士の学位を有する方
②担当予定授業科目を含めた専門分野に関する十分な実務経験（おおむね 20 年程度以上）を有する方
③教育面について、選考過程において専門科目担当教員として相応の能力を有するとの判断が見込める方
④研究面において、研究業績（査読論文等）、特許等の取得状況、業務等の成果に関する表彰等の受賞歴、外部資金獲得の実績などにより、専門科目担当教員として相応の能力を有するとの判断が見込める方
※（１-Ｂ）に該当する場合は、准教授として任期を定めずに採用します。
（２）高等専門学校の教育、研究、学生指導、課外活動、校務（情報管理業務を含む）に理解があり、熱心に取り組む意欲のある方
（３）地域貢献・連携に理解と熱意のある方
（４）特定性犯罪前科が無い方（詳細は「11. その他」を参照）

6. 採用予定日　　令和９年４月１日までのなるべく早い日

7. 応募書類　（１）　履歴書（様式１）
（２）　教育研究業績書（様式２－１）
（３）　主要論文等の別刷３編（コピー可）とその要約（様式３）
（４）　現在の研究分野と研究内容の概要（様式４）
（５）　着任後の抱負（様式５）
（６）　職務経歴書（Ａ４様式任意、教員以外の職歴を持つ方のみ）
（７）　推薦状（１名）または、応募者について照会可能な方（２名）の連絡先（様式６）
（８）　学位取得に関する計画書（Ａ４様式任意、博士の学位を取得見込みの方のみ）
（９）　誓約書（様式７）※特定性犯罪事実非該当者確認（「11. その他」を参照）
※様式は本校 HP（学校案内/教職員採用情報）からダウンロードしてください
URL：https://www.yonago-k.ac.jp/a058/a040/

8. 応 募 期 限　　令和９年１月２９日（金）　必着
（応募期間内であっても選考を行い、適任者が決まり次第募集を締切る場合があります）

9. 採用決定方法　　１次選考：書類審査
２次選考：面接審査・模擬授業（１次選考合格者に対して実施日時をお知らせします。２次選考に伴う旅費、宿泊費は応募者負担とします。）

10. 書類送付先　【Web 応募の場合】
JREC-IN Portal Web 応募により応募書類を一つの PDF にまとめてアップロードしてください。なお、ファイル名は応募者の氏名としてください。
JREC-IN ポータルサイト：JREC-IN Portal

【郵送の場合】
〒683－8502　鳥取県米子市彦名町４４４８
米子工業高等専門学校　総務課人事労務係　TEL 0859-24-5006
※封筒に「情報システム部門教員応募書類在中」と朱書きのうえ、簡易書留またはレターパックプラスで郵送してください。
※原則として応募書類は返却しません。

11. そ　の　他　・応募者から取得する個人情報は、米子工業高等専門学校の教員選考のために使用するものであり、その他の目的には使用しません。
・本校は、ダイバーシティ推進の観点から、多様な人材の積極的な応募を歓迎します。また、業績（教育業績・研究業績・社会貢献・人物を含む。）の評価において同等と認められる場合には、女性の方を優先的に採用します。
・選考の評価等については、開示しません。
・応募資格がないことまたは応募書類に虚偽の記載があると判明した場合は、採用を取り消すことがあります。
・業務従事に当たっては、令和 8 年 12 月 25 日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は応募書類「（９）誓約書」2 頁目をご参照ください。

12. 問 合 せ 先　　米子工業高等専門学校　総合工学科情報システム部門　中山　繁生
（TEL 0859-24-5132　　E-mail：nakayama〇yonago-k.ac.jp　※メールは〇を@に修正してください）